再生可能エネルギー計画書・報告書制度に関する他自治体条例・規則

参考資料６

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **条例** | **施行規則** |
| 北海道  | **北海道地球温暖化防止対策条例**第９章　再生可能エネルギーの利用に関する地球温暖化対策（ 再生可能エネルギー計画書の作成）第29条　北海道の区域内においてエネルギーを供給している事業者のうち規則で定める者（以下「特定エネルギー供給事業者」という。）は、規則で定める期間ごとに、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「再生可能エネルギー計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。(1) 特定エネルギー供給事業者の氏名及び住所（ 法人にあっては、その名称並びに主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）(2) エネルギーの供給量に対する再生可能エネルギーの供給量の割合の拡大に関し事業者が自ら定める目標(3) 前号の目標を達成するための基本方針及びその基本方針に基づき講ずる措置(4) その他規則で定める事項２　北海道の区域内においてエネルギーを供給している事業者（特定エネルギー供給事業者を除く。）は、再生可能エネルギー計画書を作成し、知事に提出することができる。３　前２項の規定により再生可能エネルギー計画書を提出した事業者は、第１ 項各号に掲げる事項を変更したときは、変更後の再生可能エネルギー計画書を知事に提出しなければならない。（ 再生可能エネルギー計画の達成状況等の報告）第30条　前条第１項又は第２項の規定により再生可能エネルギー計画書を提出した事業者は、毎年度、同条第１項第２号の目標の達成状況その他知事が定める事項を知事に報告しなければならない。（ 再生可能エネルギー計画の公表）第31条　知事は、第29条第１項若しくは第２項の規定による再生可能エネルギー計画書の提出、同条第３ 項の規定による変更後の再生可能エネルギー計画書の提出又は前条の規定による報告があったときは、速やかに、これを公表するものとする。 | **北海道地球温暖化防止対策条例施行規則**第６章　再生可能エネルギーの利用に関する地球温暖化対策（特定エネルギー供給事業者）第21条　条例第29条第１項の規則で定める者は、次に掲げるものとする。(１) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条第１項第３号に規定する小売電気事業者(２) 電気事業法第２条第１項第９号に規定する一般送配電事業者(３) 電気事業法第27条の19第１項に規定する登録特定送配電事業者（再生可能エネルギー計画書の提出）第22条　条例第29条第１項の規則で定める期間は、再生可能エネルギー計画書を提出する日の属する年度の１年間とする。２　条例第29条第１項又は第２項の規定による再生可能エネルギー計画書の提出は、毎年度６月１日までに別記第５号様式の再生可能エネルギー計画書により行うものとする。（再生可能エネルギー計画書の記載事項）第23条　条例第29条第１項第４号の規則で定める事項は、次のとおりとする。(１) エネルギー供給事業者の概要(２) 条例第29条第１項第３号に規定する措置以外の地球温暖化防止を図るために講ずる措置（変更後の再生可能エネルギー計画書の提出）第24条　条例第29条第３項の規定による変更後の再生可能エネルギー計画書の提出は、変更後速やかに別記第５号様式の再生可能エネルギー計画書により行うものとする。（再生可能エネルギー計画の達成状況等報告書の提出）第25条　条例第30条の規定による再生可能エネルギー計画の達成状況等の報告書の提出は、前年度の再生可能エネルギー計画書に基づく措置の実施の状況について、毎年度６月１日までに別記第６号様式の再生可能エネルギー計画達成状況等報告書により行うものとする。 |
| 東京都  | **都民の健康と安全を確保する環境に関する条例**第二節の三　エネルギー供給事業における環境への負荷の低減 (エネルギー環境計画指針の作成)第九条の二　知事は、都内に規則で定めるエネルギー(以下「特定エネルギー」という。)を供給している事業者のうち規則で定めるもの(以下「特定エネルギー供給事業者」という。)が、特定エネルギーの供給において地球温暖化の対策を推進するための指針(以下「エネルギー環境計画指針」という。)を定めるものとする。2　エネルギー環境計画指針は、科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して作成するものとし、必要に応じて改定するものとする。3　知事は、エネルギー環境計画指針を定め、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。 (エネルギー環境計画書の作成等)第九条の三　特定エネルギー供給事業者は、毎年度、都内への特定エネルギーの供給に関し、次に掲げる地球温暖化の対策に関する事項を定めた計画書(以下「エネルギー環境計画書」という。)を、エネルギー環境計画指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。一　規則で定める単位当たりの特定エネルギーの供給に伴い排出される温室効果ガスの量の抑制に係る措置及び目標二　特定エネルギーの供給の量に対する再生可能エネルギー又は再生可能エネルギーを変換して得られる特定エネルギーの供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標三　その他地球温暖化の対策に関する事項 (エネルギー環境計画書に基づく地球温暖化の対策の推進)第九条の四　特定エネルギー供給事業者は、エネルギー環境計画書に基づき、地球温暖化の対策の推進に努めなければならない。 (エネルギー状況報告書の作成等)第九条の五　特定エネルギー供給事業者は、毎年度、次に掲げる事項を記載した報告書(以下「エネルギー状況報告書」という。)を、エネルギー環境計画指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。一　前年度の特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量二　前年度の規則で定める単位当たりの特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量三　前年度の特定エネルギーの供給の量に対する再生可能エネルギー又は再生可能エネルギーを変換して得られた特定エネルギーの供給の量の割合四　エネルギー環境計画書に基づく地球温暖化の対策の進ちょく状況 (エネルギー環境計画書等の公表)第九条の六　特定エネルギー供給事業者は、次に掲げる書面を提出したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその内容を公表しなければならない。一　第九条の三のエネルギー環境計画書二　前条のエネルギー状況報告書2　知事は、前項各号に掲げる書面の提出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。 (勧告)第九条の七　知事は、特定エネルギー供給事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、特定エネルギー供給事業者に対し必要な措置をとることを勧告することができる。一　第九条の三又は第九条の五の規定による提出をしなかったとき。二　前条第一項の規定による公表をしなかったとき。 | **都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則** (特定エネルギー及び特定エネルギー供給事業者)第五条の二十二　条例第九条の二第一項に規定する規則で定めるエネルギーは、電気とする。2　条例第九条の二第一項に規定する規則で定める事業者は、電気事業法第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第九号に規定する一般送配電事業者(同項第八号イに規定する最終保障供給又は同号ロに規定する離島供給を行うものに限る。)とする。 (エネルギー環境計画書の提出等)第五条の二十三　条例第九条の三の規定によるエネルギー環境計画書の提出は、毎年度七月末日までに、別記第二号様式の十五によるエネルギー環境計画書提出書に、エネルギー環境計画指針に基づき作成するエネルギー環境計画書を添えて行わなければならない。2　条例第九条の三第一号に規定する規則で定める単位は、キロワット時とする。(エネルギー状況報告書の提出等)第五条の二十四　条例第九条の五の規定によるエネルギー状況報告書の提出は、毎年度七月末日までに、別記第二号様式の十六によるエネルギー状況報告書提出書に、エネルギー環境計画指針に基づき作成するエネルギー状況報告書を添えて行わなければならない。2　条例第九条の五第二号に規定する規則で定める単位は、キロワット時とする。 (事業者によるエネルギー環境計画書等の公表)第五条の二十五　条例第九条の六第一項の規定による公表の内容は、次の表の上欄に掲げる規定による公表の区分に応じ、当該下欄に掲げる事項を含むものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 条例第九条の六第一項第一号 | 一　一キロワット時当たりの特定エネルギーの供給に伴い排出される温室効果ガスの量の抑制に係る措置及び目標二　特定エネルギーの供給の量に対する再生可能エネルギー又は再生可能エネルギーを変換して得られる特定エネルギーの供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標三　前二号に掲げるもののほか、エネルギー環境計画指針に定める事項 |
| 条例第九条の六第一項第二号 | 一　前年度の特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量二　前年度の一キロワット時当たりの特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量三　前年度の特定エネルギーの供給の量に対する再生可能エネルギー又は再生可能エネルギーを変換して得られた特定エネルギーの供給の量の割合四　前三号に掲げるもののほか、エネルギー環境計画指針に定める事項 |

 2　条例第九条の六第一項の規定による公表の内容は、経営に関する事項その他公表することにより特定エネルギー供給事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる事項を含まないものとする。3　条例第九条の六第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書への掲載、特定エネルギー供給事業者の事業所における備え置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。4　条例第九条の六第一項の規定による公表は、次の各号に掲げる規定による公表の区分に応じ、当該各号に定める日まで行うものとする。一　条例第九条の六第一項第一号　エネルギー環境計画書を提出した年度の翌年度の七月末日二　条例第九条の六第一項第二号　エネルギー状況報告書を提出した年度の翌年度の七月末日 (知事によるエネルギー環境計画書等の公表)第五条の二十六　前条第一項及び第二項の規定は、条例第九条の六第二項の規定による公表の内容について準用する。2　条例第九条の六第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。一　知事が別に定める日及び時間における環境局での閲覧二　インターネットの利用による公表 |
| 京都府  | **京都府地球温暖化対策条例**（電気事業者排出量削減計画書の作成等）第45条 府内に電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条第１項第１号に規定する小売供給（以下「小売供給」という。）を行っている同項第３号に規定する小売電気事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第２条第２項に規定するみなし小売電気事業者を含む。以下「小売電気事業者」という。）は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「電気事業者排出量削減計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。(1) 小売電気事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）(2) 電気の小売供給に伴う温室効果ガスの排出の状況(3) 電気の小売供給に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本方針、実施しようとする措置の内容及び当該措置により達成すべき目標(4) 当該計画の推進に係る体制(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項２ 小売電気事業者は、電気事業者排出量削減計画書の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、変更後の電気事業者排出量削減計画書を知事に提出しなければならない。３ 小売電気事業者は、電気事業者排出量削減計画書に基づき、温室効果ガスの排出の量の削減を図るものとする。（電気事業者排出量削減報告書の提出）第46条 小売電気事業者は、規則で定めるところにより、電気事業者排出量削減計画書に基づく措置の実施の状況を記載した報告書（以下「電気事業者排出量削減報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。（電気事業者排出量削減計画書等の公表）第47条 知事は、第45条第１項の規定による電気事業者排出量削減計画書の提出、同条第２項の規定による変更後の電気事業者排出量削減計画書の提出又は前条の規定による電気事業者排出量削減報告書の提出があったときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨及びその内容を公表しなければならない。 | **京都府地球温暖化対策条例施行規則**(電気事業者排出量削減計画書の作成等)第50条　条例第45条第１項の規定による電気事業者排出量削減計画書の作成は、当該電気事業者排出量削減計画書を提出する日の属する年度を対象とし、地球温暖化対策指針に基づき、電気事業者排出量削減計画書(別記第16号様式)により行うものとする。２　条例第45条第１項の規定による電気事業者排出量削減計画書の提出は、毎年度、７月末日までに行うものとする。(電気事業者排出量削減計画書の記載事項)第51条　条例第45条第１項第５号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。(１)　地球温暖化対策指針で定める未利用エネルギーによる発電量の割合の拡大を図るための措置及び目標(２)　火力発電所における熱効率の向上を図るための措置及び目標(３)　府内の電気需要者に対する地球温暖化の防止に資する取組(４)　その他地球温暖化対策指針で定める事項 (変更後の電気事業者排出量削減計画書の提出)第52条　条例第45条第２項の規定による変更後の電気事業者排出量削減計画書の提出は、次に掲げる事項を変更する場合に、速やかに行うものとする。この場合において、変更後の電気事業者排出量削減計画書の作成については、第50条第１項の規定を準用する。(１)　小売電気事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)(２)　電気の小売供給に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本方針、実施しようとする措置の内容及び当該措置により達成すべき目標(３)　当該計画の推進に係る体制(４)　前条各号に掲げる事項(５)　その他地球温暖化対策指針で定める事項 (電気事業者排出量削減報告書の提出)第53条　条例第46条の規定による電気事業者排出量削減報告書の作成は、前年度の電気事業者排出量削減計画書に基づく措置の実施の状況について、地球温暖化対策指針に基づき、電気事業者排出量削減報告書(別記第17号様式)により行うものとする。２　条例第46条の規定による電気事業者排出量削減報告書の提出は、措置を実施した翌年度の７月末日までに提出するものとする。(電気事業者排出量削減計画書等の公表)第54条　条例第47条の規定による電気事業者排出量削減計画書等の公表については、第10条の規定を準用する。 |